

特集

# 御代替を控えて

—皇室の伝統を尊重した  
国の儀式を期待

# 憲

神政連レポート

こころ N°・一〇五

▼時勢に思うこと

▼第二十回 神政連海外研修を開催

▼改憲トピックス

美しい日本の憲法をつくる国民の会中央大会  
一千万人達成！憲法改正の国会発議を！

▼改憲トピックスII

第二十回 公開憲法フォーラム

今こそ、憲法改正の国会発議を！

▼占領期の呪縛を乗り越え

国民の手による憲法改正へ

▼神政連が取り組む課題



Shinto Association of  
Spiritual Leadership

# 時勢に思うこと

## 政党と国会

森友・加計学園、自衛隊日報等の問題で

十八日間も審議が行われなかつた国会が、去る五月八日によく再開しました。

同日には「国民民主党」という新しい政党が誕生し、誕生から八か月足らずの「希望の党」が解党しました。過去五年間だけを振り返つても、実に多くの政党が生まれ、離合集散を繰り返し、その都度既存の党が消えたり党名が変更になつた結果、多くの国民は現在、何という政党がどのような綱領・政策を掲げて活動しているのか、よくわからない状況となつています。ちなみに現在、国会に議席を有する政党は「自由民主党」「立憲民主党」「国民民主党」「公明党」「日本共産党」「日本維新の会」「自由党」「(新)希望の党」「社会民主党」「日本のこころ」「沖縄社会大衆党」の十一党。そして国会議員を有せず、地方



神道政治連盟副会長  
**加藤 治樹**

議会にのみ議席を有する政党は「新社会党」「新党大地」「政党そうぞう」「幸福実現党」「減税日本」「日本を元気にする会」の六党があるそうです。

誰がどの政党に籍を置き、どのような活動をしているのか実際にわかりにくい国となつてしましました。離合集散を繰り返す度に、あちらに行つたりこちらに戻つたりしている議員の姿を見ていると、「彼らは本当に信念に基づいて議員バッジをつけているのか」、「バッジをつけたいがために活動をしているのではないか」と疑いたくなります。

本年一月の平昌オリンピック・パラリンピックで韓国との派手な融和応援を実施した北朝鮮の金正恩・朝鮮労働党委員長は、その後も親北政策を推進する韓国の文在寅大統領を手玉に取りながら己の生き残りを懸け、核・ミサイル開発凍結を餌に米中を巻き込みながら目まぐるしい外交を展開しています。しかしながら金委員長がどんなに言葉を弄しようが、これまで核・ミサイル開発問題で六か国協議や個別の協定を踏みにじつてきた事実をはじめ、平成二十五年には叔父で元国防委員会副委員長だった張成沢を公開処刑し、その一年後には兄の金正男を

マレーシアのクアラルンプール国際空港で暗殺した事件などから、己一人の保身が全ての人物であることはあまりにも明らかです。

冒頭に記した国会空転の間に、我が国の安全保障と拉致被害者帰還に関する案件は、まるで他人事のように放置されました。今後、国会では真に国家国民のための論議が展開されるのか、心して注視してゆきたいと思います。

## 憲法改正が滞る不思議

憲法施行七十年にあたる昨年五月三日(憲法記念日)、「民間憲法臨調」と「美しい日本の憲法をつくる国民の会」共催で開催された「第十九回公開憲法フォーラム」に安倍自民党総裁がビデオメッセージを寄せ、憲法改正への並々ならぬ意志を表明して以降、国会内外においても憲法改正論議が急激に進みだしました。

国民の会が取り組む憲法改正の賛同者数は本年二月に目標の一千万人を超える、報道各社が実施する世論調査においても憲法改正に賛成する人の数が反対数を上回る結果となつています。特に「自衛隊は必要」と考える人は全体の九割を超えています。しかしながら、憲法改正への道のりは容易な状況にはない…何故なのか不思議でなりません。

ここで、憲法九条を改めて読み返してみましょう。

第九条　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2　前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。

　　国の交戦権は、これを認めない。

この条文を普通の人が素直に読めば、戦力である自衛隊は保持できないと思うに違ありません。これまで様々な解釈の経緯の中で、憲法には持てないことになつて自衛隊は合憲だとされてきました。しかし、我が国の憲法学者の多くは、自衛隊は憲法違反だと述べています。子供たちが使う学校教科書の中には、憲法違反という説があると記載されているものもあります。

小難しい話はやめます。ややこしいこじつけ解釈はこの辺でやめましょう。国民のほとんどが必要と認める自衛隊を現憲法の条文に沿つて廃止解体するか、憲法改正を行つた上でこれまで通り国土国民を守り続けて貢うのか、答えは歴然としています。

『自衛隊は憲法違反だ』という論議に終止符をうちましょう。(安倍首相の言)

# 御代替を控えて－皇室の伝統を尊重した国の儀式を期待

神道政治連盟  
首席政策委員 田尾憲男

天皇皇后両陛下には、恐らくこれが最後となるであろう沖縄への十一回目の行幸啓をはじめ、今年に入つてからもこれまで通り、象徴としてのお務めを恙なく果たしておられる。国民にとって誠にありがたき限りで、これまでの三十年間の全身全靈でのお務めに対し、こそって感謝申し上げなければならぬ。

政府は、昨年十二月八日、天皇陛下の退位期日を、平成三十一年四月三十日とすることを、皇室会議の儀を経て閣議決定し、政令を公布了。これにより、愈々来年五月一日には、皇太子殿下が第二二六代となる新天皇に御即位される。それに伴い、元号法にもとづく改元が行われ、日本国民は平成に次ぐ新しい年号の時代を迎える。来春に迫った天皇陛下の今回の御譲位による御代替を控えて、政府と宮内庁は、

## 政府の式典等実施の基本方針

### 一 平成の御代替の先例を基本に実施

今回の発表で大事な点は、来たるべき御代替が、静かな環境のなかにも、国民の祝福の中で恙なく行われるよう、総合的、且つ、計画的に関連する式典の準備が事前に進められるよう、特にその基本的な考え方、方針を固めることだった。

発表された基本方針の第一は「各式典は憲法の趣旨に沿い、且つ、皇室の伝統等を尊重したものとすること」。第二は「平成の御代替に伴い行われた上で挙行されたものであることから、今回の各式典についても、基本的な考え方や内容は踏襲されるべきものであること」の二点であった。「平成の式典の先例を継承していく」とこの政府方針は、一般国民の良識にも適つた、大要納得し、安心のできるものといえよう。さらに付け加えれば、今日的見地から一部の儀式の変容はあり得ると思われるが、諸儀のもつ本来の精神は決して失ってはならず、今後も各式典の内容については注目して見守つ

式典等の具体的準備を現在進めているところである。

一昨年の八月八日の象徴としての「おことば」に始まつた天皇陛下の御譲位問題は、政府の慎重な取り扱いを経て、衆参両院の議長のもとで各党の取り纏めが行われ、最終的には、ほぼ全会一致の国會議決により、国民の総意による形で、昨年六月に「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」の制定をみた。

政府は、この特例法に則り、御代替に伴う諸儀の検討を開始するため「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典準備委員会」を今年一月九日に設置。以後三回の検討会議を行い、実施する式典等の日程や方式を取り纏め、三月末に内閣官房長官がその決定内容を公表した。

てゆく必要があろう。

尚、平成の一連の式典が、「現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものである」との委員会の評価については、ここで少々解説が必要と思われるので説明しておきたい。

実は、前回の昭和天皇崩御に伴う平成の御代替に際しては、大正・昭和と続いた践祚、改元、御大葬、即位の礼、大嘗祭といった皇位継承に伴う一連の諸儀式の存否が大問題だった。戦後の占領下で大きく作り変えられた現憲法と皇室典範のもので、それらが本当に実現されるのかどうか。左翼のイデオロギー的反対運動も強力に存在していた時代で、神社界においては前々から非常に心配されていたのである。旧皇室典範には存在していた践祚や神器、元号、大嘗祭といった文言が、現行の新皇室典範条文からは抹消されており、登極令や皇室祭祀令などの皇室の祭儀礼典を定めた皇室令は新憲法、典範の施行とともに、全て廃止されたからである。しかもそれらに代る御代替の準備が、歴代政府の怠慢で何ら用意されていなかった。

そこで、たとえ法令になくとも行わないということではなく、現行法のもとにおいても、旧法以来の慣行を保ち、伝統を尊重した莊重な国家的式典を、政府の責任において何とか実現してもらいたいという国民の要望も高まっていた。

こうした情勢に鑑み、戦後初めてとなる御代替の混乱と論争を想定し、深く憂慮していた神社新報社社友の葦津珍彦は、既に昭和天皇の御不例の十

年程前から、京都大学の憲法学の大家、大石義雄博士をはじめ、憲法、皇室、宮中祭祀等のそれぞれの専門分野の学者、研究者と図つて「皇室法研究会」を立ち上げ、特に現行法制面からの熱心な解釈研究を重ねていた。その研究成果は、事前に様々なルートを通じて当時の竹下登首相の官邸や宮内庁、国会議員等に届けられた。政府内ではさらに慎重に種々の検討がなされ、宇野・海部内閣の糺余曲折に神政連としても対応を重ね、最終的にあのような盛大な諸儀式が、断絶することなく挙行できたのだった。

当時の議論としては、皇室の伝統的な儀式と、憲法の政教分離の原則との整合性をどう図るか

軽減することが理由とされ、カレンダー製作やシステム変更等の準備等を考慮したことだつたようだが、元号の本旨からいつてそのようなことはあつてはならないことである。

昭和五十四年六月に制定された元号法では、

「元号は、政令で定める」「元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める」とされている。それで「平成」の元号は、昭和天皇崩御の一月七日に閣議決定された後、新天皇により「明仁」と親署され、最初の国事行為として公布されて翌日の一月八日に施行された。

政府は、改元後の五月一日以降も、既になされた文書等の有効性の確保をはかり、書き換え等の手続の煩雑を避けるため、しばらくは「平成」の元号を新元号と併用して用いても有効とする検討しているようだが、その政令は早めに出すべきだ。新元号への移行後の国民生活への混乱は防がなければならぬが、改元の手續は、今回の譲位においても、あくまでも元号法の趣旨に則り行うよう、政府に働き掛けていかねばならない。

いうことが最大の論点であったが、神道儀式に関わらない部分は国事行為として國の儀式で行い、神道儀式に関わる部分は皇室の儀式として行うことで整理された。それで大嘗祭の費用についても、憲法上の象徴と皇位の世襲とに伴う公的性格を有するものとして、国の公費として予算計上することで解決をみたのである。今回もそれが踏襲されることになるということだ。

私は当初から、この皇室法研究会の幹事として参画し、葦津珍彦先生のもとで諸先生方との調整や資料収集等に当つたが、その共同研究の成果は『現行皇室法の批判的研究』と題して當時公刊された。それは三十年余を経て昨年九月に、増補改訂版として神社新報社から再刊されているのでご覧いただきたい。

ここで心配されるのは、改元の問題である。

今般の改元の手続きについては、退位日が事前に定められたことから、新しい元号も事前に早目に定めて発表することになるような報道がなされていた。これは、改元による国民生活への影響等を

### 発表された御代替に伴う

#### 式典等の期日と方法について

政府の式典準備委員会からは、来年以降に計画実施される式典等の期日や方式についても発表された【資料①、②、③参照】

政府は、各式典の円滑な実施が図られるよう、今秋を目途とし、各式典の大綱等を決定するため、内閣に、内閣総理大臣を委員長とする「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会（仮称）」と、各府省の連絡を円滑に行うため、内閣府に、内閣官房長官を本部長とする「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典実施連絡本部（仮称）」を設置すると発表している。

これを念頭に、今般の御代替の諸儀式等が、実際に倣い国家的重儀として行われるとともに、御大典を祝福する我々国民の熱い願望が反映されるよう願つてやまない。同時に、民間の国民の側でも、御大典を祝福する諸行事の準備を計画し実行してゆくことが肝要であろう。

## 天皇陛下の御退位に伴う式典について

天皇陛下の御退位に際しては、「退位の礼」として次のとおり退位礼正殿の儀を行う。

- (1) 天皇陛下の御退位を広く国民に明らかにするとともに、天皇陛下が御退位前に最後に国民の代表に会われる儀式として、退位礼正殿の儀を行う。
- (2) 退位礼正殿の儀は、天皇陛下の御退位の日となる平成三十一年四月三十日に、国事行為である國の儀式として、宮中において行う。
- (3) 儀式の事務は、宮内庁が行う。

### 皇太子殿下の御即位に伴う式典について

皇太子殿下の御即位に際しては、「即位の礼」として一から五までに掲げる儀式及び六に掲げる行事を行ふとともに、文仁親王殿下が皇嗣となられることに伴い、七に掲げる儀式を行う。

#### 剣璽等承継の儀

- (1) 御即位に伴い剣璽等を承継される儀式として、剣璽等承継の儀を行う。
- (2) 劍璽等承継の儀は、皇太子殿下の御即位の日(五月一日)に、国事行為である國の儀式として、宮中において行う。
- (3) 儀式の事務は、宮内庁が行う。

#### 即位後朝見の儀

- (1) 御即位後初めて国民の代表に会われる儀式として、即位後朝見の儀を行う。
- (2) 即位後朝見の儀は、剣璽等承継の儀後同日に、国事行為である國の儀式として、宮中において行う。
- (3) 儀式の事務は、宮内庁が行う。

#### 即位礼正殿の儀

- (1) 御即位を公に宣言されるとともに、その御即位を内外の代表がことほぐ儀式として、即位礼正殿の儀を行う。
- (2) 即位礼正殿の儀は、御即位の年の十月二十二日に、国事行為である國の儀式として、宮中において行う。
- (3) 儀式の事務は、内閣府が行う。

#### 祝賀御列の儀

- (1) 即位礼正殿の儀終了後、広く国民に御即位を披露され、祝福を受けられるための御列として、祝賀御列の儀を行う。
- (2) 祝賀御列の儀は、即位礼正殿の儀後同日に、国事行為である國の儀式として、宮殿から皇太子殿下の御在所までの間において行う。
- (3) 儀式の事務は、内閣府が行う。

#### 饗宴の儀

- (1) 御即位を披露され、祝福を受けられるための饗宴として、饗宴の儀を行う。
- (2) 饗宴の儀は、国事行為である國の儀式として、宮中において行う。
- (3) 儀式の事務は、内閣府が行う。

#### 内閣総理大臣夫妻主催晩餐会

- (1) 即位礼正殿の儀に参列するため外国から来日いただいた外国元首・祝賀使節等に日本の伝統文化を披露し、日本の伝統文化への理解を深めていただくとともに、来日に謝意を表すための晩餐会として、内閣総理大臣夫妻主催晩餐会を行う。
- (2) 晩餐会は、即位礼正殿の儀の翌日に、内閣の行う行事として、東京都内において行う。
- (3) 儀式の事務は、内閣府が行う。

#### 立皇嗣の礼

- (1) 文仁親王殿下が皇嗣となられたことを広く国民に明らかにする儀式として、立皇嗣の礼を行う。
- (2) 立皇嗣の礼は、皇太子殿下が御即位された年の翌年に、国事行為である國の儀式として、宮中において行う。
- (3) 儀式の事務は、宮内庁が行う。

## 資料② 大嘗祭の挙行について

平成三十年四月三日 閣議口頭了解

大嘗祭の挙行については、「「即位の礼」・大嘗祭の挙行等について」（平成元年十二月二十一日閣議口頭了解）における整理を踏襲し、今後、宮内庁において、遗漏のないよう準備を進めるものとする。

### 資料③ 「即位の礼」・大嘗祭の挙行等について

（平成元年十二月二十一日 閣議口頭了解）概要

#### 大嘗祭の意義

大嘗祭は、稻作農業を中心とした我が国の社会に古くから伝承されてきた収穫儀礼に根ざしたものであり、天皇が即位の後、初めて、大嘗宮において、新穀を皇祖及び天神地祇にお供えになって、みずからお召し上がりになり、皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穰などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穰などを祈念される儀式である。それは皇位の継承があったときは、必ず挙行すべきものとされ、皇室の長い伝統を受け継いだ、皇位継承に伴う一世に一度の重要な儀式である。

#### 儀式の位置付け及びその費用

大嘗祭は、前記のとおり、収穫儀礼に根ざしたものであり、伝統的皇位継承儀式という性格を持つものであるが、その中核は、天皇が皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穰などを感謝されることとも、国家・国民のために安寧と五穀豊穰などを祈念される儀式であり、この趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定することができず、また、その態様においても、国がその内容に立ち入ることにはなじまない性格の儀式であるから、大嘗祭を国事行為として「行うことは困難である」と考える。

次に、大嘗祭を皇室の行事として行う場合、大嘗祭は、前記のとおり、皇位が世襲であることとに伴う、一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式であるから、皇位の世襲制をとる我が国の憲法の下においては、その儀式について国としても深い関心を持ち、その挙行を可能にする手立てを講ずることは当然と考えられる。その意味において、大嘗祭は、公的性質があり、大嘗祭の費用を宫廷費から支出することことが相当であると考える。

**大嘗祭の中心的儀式である「大嘗宮の儀」及び「大饗の儀」については、  
おおむね次のとおりとすることとされた**

##### 1 挙行時間

平成二年秋を目途とし、国事行為たる「即位の礼」の挙行後を予定する。

##### 2 挙行場所

皇居内を予定する。

##### 3 参列者

一〇〇〇名程度を予定する。

##### 4 大嘗宮

大嘗宮を設営する。

## 第二十一回 神政連海外研修を開催

本連盟では、定期的に海外研修を実施し、各国の政治・宗教事情等について調査・研修を重ねています。

今回は、四月四日から七日にかけて、タイ王国(バンコク・アユタヤ)を視察先に、服部憲明幹事長を団長として総勢二十九名が参加。憲法や宗教と非常に密接な関連性を有し、また、国民の精神的支柱として絶大な敬愛と関心を集めているタイの国王・王室に関する調査を行うとともに、タイの伝統文化や、昨年に日タイ修好一三〇年を迎えた両国友好の歴史についても見識を深めることを目的に渡泰しました。

初日は羽田空港に集合の後、結団式を行い、約六時間の空路を経てバンコク入りしました。

二日目はまず、厳しい戒律で知られるタマユットニカーラ派の總本山で、王族が修行を積む国王寺でもあるワツ・ボーウォンニウエートを訪れました。この寺院は、一年十月に崩御されたブミポン前国王(ラーマ九世)が出家



チャランタダー顧問官との意見交換

修行されたことでも知られ、現在ではその遺灰が納められています。寺院を訪ねたのは午前の早い時間でしたが、本堂では多くの小僧がお経をあげていました。ここで一行は前国王の御遺徳を称えるべく献花と黙祷を捧げ、慰靈行事を行いました。

次に、サランロム宮殿に向かい、チャランタダー・カンナースート枢密院顧問官を表敬訪問しました。国王の諮問機関である枢密院は現在、議長を含め十一名で構成され、主に国王を補佐する役割を果たしています。また、チャランタダー顧問官は、皇族方がタイを御訪問される際には、お出迎え役を務められるなど、皇室とも縁深き人物で、平成二十三年春には

旭日中綬章を受けられています。面談では、ワチラロンコン国王(ラーマ十世)即位への祝意を申し上げた後に、タイ王室と我が国の皇室を中心とする両国の友好関係に関する意見交換を行いました。顧問官からは、タイ国民が天皇皇后両陛下の折に触れてのタイ行幸啓に深い感銘を受けていること、日本国民と皇室との関係性について敬意を払うとともに、自国の王室と同様に皇室に対する尊崇の念を抱いていることなどについてお話し戴きました。

午後には在タイ日本大使館を表敬訪問しました。ここではまず、タマサート大学副学長で、東アジア研究所長のキティ・プラサートスック准教授より「タイの政治——現状と展望」と題した講義を受講。現在、軍事政権下にあるタイの政治について、これまでの経緯と来年二月予定の総選挙を見据えた今後の展望などについて教示戴きました。佐渡島士郎特命全権大使との面談に続き、堀越久男参事官より現在のタイ王室概要や王位継承の現状などに関する説明を受けました。

三日目は、バンコクから約七十キロ離れたアユタヤに赴き、研修を行いました。まず、「古都アユタヤ」としてユネスコ世界遺産にも登録されるアユタヤ王朝の王室守護寺

院跡であるワット・プラシーサンペットを視察しました。次に一行は、アユタヤ日本人町跡を訪問。アユタヤ日本人町博物館の見学を通じて、十四世紀中頃の朱印船貿易まで遡る日タイ交易の歴史に触れました。

午後には再びバンコクへと戻り、ラーマ一世によって建立された、バンコク最古にして三大寺院の一つ、ワット・ポーを拝観しました。寺院内に建立するラーマ一~四世を表す四基の大仏塔や大寢釈迦仏等の視察を通じて現地宗教事情に関する研鑽を積みました。

最終日は早朝より空港に向かい、一行は帰国の途につけました。

此度の海外研修は、タイ王室と我が国の皇室の深い関わり合いを改めて拝察する機会となりました。タイでは今後、新国王の戴冠式が行われる予定となっていますが、その時期については未定で、今年末若しくは明年に持ち越すことも予想されています。一方、我が国は明年五月一日に新帝が御即位遊ばされ、新元号のもとに新たな御代を迎えます。今回の研修が、両国親善のさらなる架け橋となり、尚一層の相互理解を推し進める一助となることを心から願います。

## 美しい日本の憲法をつくる 国民の会 中央大会

# 一千万人達成！憲法改正の国会発議を！

★ 一千万人達成！憲法改正の国会発議を！

## 改憲 トピックス

II

### 第二十回 公開憲法フォーラム 今こそ、憲法改正の国会発議を！

本年三月十四日に「美しい日本の憲法をつくる国民の会」(以下、国民の会)の中央大会が、東京・千代田区の憲政記念館にて開催されました。会場には同会役員や国会議員本人四十五名を含む約八百名が参集しました。

櫻井よしこ共同代表は基調提言で、自衛隊について「憲法上で無視しているにも拘らず、いざという時には国民の命を守り、国土を守るという、この上なく重要な役割を押し付けてきたのではないか」と指摘。加えて米国や中国、朝鮮半島の動向など、我が国を取り巻く国際情勢に触れつつ、国土・国民生活・平和を守る意味でも改憲が必要であることを強調し「一千万人賛同に込められた心を大事なものとして、今年、来年のうちに改憲発議をし、憲法改正を実現してゆきたい」と決意を述べました。

次に打田文博事務総長(本連盟会長)が登壇し、「一千万賛同者拡大運動」の賛同者数が二月末日時点ですべてで「一千万賛同一名に達したことをはじめ、三十六都府県の地方議会で改憲を求める意見書が決議されたこと、超党派の国会議員署名が三百七十六名に達したことを報告。加えて平成三十年度国民運動方針を発表し、「自衛隊の根拠規定の憲法明記」と「大規模災害に際する緊急事態条項の新設」を国会発議の優先事項として



有村治子議員による勝闘

年内発議を目指すよう各党・国会議員に要望することや、国会発議後の国民投票周知期間で、「一千万賛同者を基盤に全国で幅広い啓発活動を展開することなどが示されました。

続いて大会に出席した国会議員紹介があり、各党挨拶として自民党憲法改正推進本部顧問・古屋圭司、公明党幹事長代理・斎藤鉄夫、(旧)希望の党参議院議員団代表・松沢成文、日本維新の会幹事長・馬場伸幸の四氏から改憲に向けた意欲や取り組みに関する挨拶がありました。さらに、田久保忠衛共同代表、松尾新吾(福岡県民の会)共同代表、濱野夕希子氏(NIPPON憲法PROJECT in OSAKA)の三名から憲法改正全国発議・国民投票に係る提言の後、参集者の総意として大会決議を採択。有村治子参議院議員の勝闘で大會は盛会裡に幕を閉じました。

尚、国民の会が四月に開催した全国実務者会議では、今後、全国各地において国民投票を見据えた組織拡充と、研修会などの開催によって世論喚起を重複的に取り組むことが確認されました。

★ 今こそ、憲法改正の国会発議を！

憲法記念日の五月三日、「二十一世紀の日本と憲法」有識者懇談会(通称・民間憲法臨調)と国民の会の共催にて「今こそ、憲法改正の国会発議を！」と題した公開憲法フォーラムが、東京・千代田区の砂防会館で開催され、約千二百名が集いました。

西修民間憲法臨調副代表の主催者代表挨拶に続き、来賓挨拶として安倍晋三自民党総裁から寄せられたビデオメッセージの上映と、中曾根康弘新憲法制定議員同盟会長のメッセージが代読されました。この内、安倍総裁は、自衛隊違憲論が存在する最大の原因は「憲法に我が国の防衛に関する規定が全く存在していないことにある」と指摘し、自衛隊の存在を明文化し、その正当性を明確にすることは我が国の安全の根幹に関わることであり、憲法改正の十分な理由になると訴えました。

次に、早期の国民投票実施を求める各界からの提言として日本経済団体連合常務理事の井上隆氏をはじめ、七名の識者より提言がありました。

続いて各党を代表して、自民党の細田博之憲法改正推進本部長、公明党の遠山清彦憲法調査会事務局長、日本維新の会の浅田均政調会長が、国会発議に向けた挨拶をそれぞれ行いました。

本連盟では今後も引き続き、神社本庁、国民の会等の友好団体と連携し、憲法改正の国会発議を働きかけ、憲法改正の国会発議を働きかけるとともに、来る国民投票において過半数を得るために、全力を挙げて國民運動に傾注して参ります。



自民党・細田博之憲法改正推進本部長

## 占領期の呪縛を乗り越え 国民の手による憲法改正へ



参議院議員 比例代表（全国区）選出  
神道政治連盟国會議員懇談会 副幹事長  
自民党憲法改正推進本部 副本部長

有村治子  
ありむらはるこ

神道政治連盟をはじめとする神社界の皆さんには、いつも温かいご指導ご交誼を賜り本当にありがとうございます。

憲法をめぐって報道各社は定期的に世論調査を行い、憲法改正の実現性は確実に高まりつつあります。ただ、全国四十七都道府県全てを選挙区とし、各地の皆さまと率直にお話しする機会を頂く議会人としては、「果たしてどれだけ多くの方が憲法の問題点やあるべき姿を主体的に認識されているだろうか」と常に自問する毎日です。

憲法は占領期に作られた」という形容についても同じことが言えます。現在、戦後生まれの国民は八割、一億人を越えています。その多くは他国の軍人達に占領・統治された実体験がありません。物心ついた頃には既に日本が主権を回復し、暮らしの豊かさをひたすら求める経済大国となっていた戦後世代にとって、「今こそ、主権者たる日本国民が自らの手で憲法を改正しよう!」という呼びかけだけでは、響かないのかもしれません。敗戦によって他国による占領・統治を受け、独立と主権がない時代がどのようなものだったのか、時代背景の共有から始めなければなりません。

憲法の三大原則をなす「国民主権、基本的人権の尊重、平和主義」や「戦争の放棄」を定めた第九条については学校教育においても『その文言は』徹底的にたたき込まれます。しかし例えば憲法が四つの補則を含め百三条で構成されていること、憲法の冒頭には八条にも亘って天皇陛下に関する条項があることなど、どれだけの国民が身近に認識しておられるでしょうか。憲法の意義や制定過程、このような憲

一昨年の夏、米国オバマ政権（当時）のバイデン副大統領は「日本国憲法は我々アメリカが起草した」と演説しました。今もその発言は訂正・撤回されていません。戦後七十年以上経てもなお、外国の政府高官にこ



## 靖國神社

靖國神社春季例大祭に合わせて、安倍首相、大

島理森・伊達忠一衆参両院議長、加藤勝信厚生労

働相はそれぞれ真榦を奉納しました。

今回も閣僚の参拝は見送られましたが、木原稔財務副大臣

比度の改元を巡って一部メディアでは、元号表記を廃止して西暦使用の慣例化を求めるような報道がなされました。新元号の具体的な公表時期については未定とされていますが、安易な西暦推進の風潮は避けられなければならず、本連盟では引き続き情報収集に努め、その動向を注視するとともに、時節に応じて適切な対応を図つて参ります。

比度の改元を巡って一部メディアでは、元号表記を廃止して西

暦使用の慣例化を求めるような報道がなされました。

新元号の具体的な公表時期については未定とされていますが、安易な西暦推進の風潮は避けられなければならず、本連盟

では引き続き情報収集に努め、その動向を注視するとともに、時

節に応じて適切な対応を図つて参ります。

## 神政連が取り組む課題

### —最近の動向—



#### 皇室

政府は、明年五月一日の新帝御即位に伴う新元号の公表時期を改元一か月前の四月一日頃と想定して、

行政システム改修などの準備を進める方針を決定しました。また、

元号と西暦が混在するシステムの日付データを、将来的に西暦へ統

一しつつ、公文書上のみ元号を使用する考えも示されています。

比度の改元を巡って一部メディアでは、元号表記を廃止して西

暦使用の慣例化を求めるような報道がなされました。

新元号の具体的な公表時期については未定とされていますが、安易な西暦推進の風潮は避けられなければならず、本連盟

では引き続き情報収集に努め、その動向を注視するとともに、時

節に応じて適切な対応を図つて参ります。



#### 教育

本年四月より小学校における検定教科書を使用

比度の改元を巡って一部メディアでは、元号表記を廃止して西

暦使用の慣例化を求めるような報道がなされました。

新元号の具体的な公表時期については未定とされていますが、安易な西暦推進の風潮は避けられなければならず、本連盟

では引き続き情報収集に努め、その動向を注視するとともに、時

節に応じて適切な対応を図つて参ります。



#### 教育

本年四月より小学校における検定教科書を使用

比度の改元を巡って一部メディアでは、元号表記を廃止して西

暦使用の慣例化を求めるような報道がなされました。

新元号の具体的な公表時期については未定とされていますが、安易な西暦推進の風潮は避けられなければならず、本連盟

では引き続き情報収集に努め、その動向を注視するとともに、時

節に応じて適切な対応を図つて参ります。



国としての価値が書かれていないので、ある意味で当然の帰結となる時代背景がありました。

七年に及ぶ占領期を経て、我が国は昭和二十八年に独立を回復しました。しかし占領期に操

られた精神的呪縛は残り続け、憲法改正を党是に結成されたはずの自民党政権においても、憲法改正に言及しただけで閣僚が辞任・更迭される時代が長く続きました。その中にあっても安倍総理はぶれず憲法改正を掲げ、事実上第一次安倍内閣の体力を消耗するほどの野党の反発に苦闘しながらも、憲法改正のための法的手続きを定めた「国民投票法」を成立させ、野党転落を経て再起を果たし、世界の枢要なる国民の直接参画を仰ぐ憲法改正に政治生命をかねておられます。神道政治連盟国会議員懇談会会長でもいらっしゃる安倍総理の、日本に対する歴史的貢献は正当に評価されるべきだと考えます。

日々の言動で自らの信用力を高め、神社界の皆さまをはじめ心ある国民の同志と共に、熱意と誠意と正統性を訴え、憲法改正への共感を拡げる地道な活動は、中今を生きる私達の大変な国造りそのものだと実感しています。保守政治家の真価が問われる憲法改正、その努力の第一線に立つて参ります。

神政連は昭和四十四年に、世界に誇る日本の文化と伝統を後世に正しく伝えることを目的に結成されました。日本らしさ、日本人らしさが忘れられる今、この国に誇りと自信を取り戻すために、私たちはさまざまな問題に取り組んでいます。

と水落敏栄文部科学副大臣が参拝したことに加え、例大祭前日の四月二十日には「みんなで靖國神社を参拝する国会議員の会」が、会員ら一五〇名(代理七四名含)で参拝しました。本連盟では靖國神社に祀られる英靈に対して慰靈と顕彰の誠を捧げるべく、今後も靖國神社参拝を広く勧奨して参ります。

昨年実施された小学校道德の教科書採択を巡っては、一部団体による特定教科書への不採択運動が展開され、中学校教科書についても同様の動きが危惧されます。

今夏の採択戦では、新学習指導要領などに則った適切な教科書が一校でも多く採択されるよう、引き続き関係各所と連携して働きかけて参ります。

# かわりゆく時代 かわらない心

—明治の言の葉—

どんなに時代が移ろうとも、守り伝えるべき“かわらない心”があります。

本年の明治改元150年にあたり、神政連では啓発冊子を発行しました。  
幕末維新を生きた先人たちが遺した言葉とともに、明治天皇の思召しである  
教育勅語に掲げられた「十二の徳目」に焦点を当てた内容となっています。  
近代国家の礎を築いた明治の気概に思いを致すことは、混迷する現代社会を生きる  
私たちの道標となるでしょう。—



中とじ冊子：縦14.8cm×横14.8cm フルカラー16頁

ご希望の方は中央本部へお問い合わせ下さい。  
尚、神政連のホームページにも掲載しております。

